

甲賀市人権に関する総合計画中間見直しの主な改正点について

【見直しの考え方】

甲賀市人権に関する総合計画は、平成29年度から令和10年度までの12年間の計画としており、個人の尊厳や法の下での平等といった人権についての「普遍的な視点」と、さまざまな人権課題に即した「個別的な視点」で取り組む継続的な計画としております。

また、社会情勢の変化等により、必要に応じて4年ごとに見直しをするものとなっております。

今回の見直しでは、これまでの基本理念を継承しつつ、新たな法（こども基本法、LGBT理解増進法、困難女性支援法等）の整備や社会情勢の変化に対応した計画となるよう、見直しを行うものです。

【主な改正点】

○第1章 はじめに

2 人権をめぐる主な動向

〔2〕国・滋賀県の動き(P3) 国：情報プラットフォーム対処法、こども基本法、LGBT理解増進法

県：人権施策推進計画の改定、パートナーシップ宣誓制度

3 計画の位置づけ 他の計画との関係図を追加

○第2章 人権に関する現状

3. 人権に関する計画の取組状況

〔4〕人権に関する施策の取組状況

策定後8年間分野別課題ごとの施策と教育・啓発取組状況(P40)

→以下項目追加、今後の課題は第3章と重複するので取組状況のみ記載

⑦インターネットによる人権侵害

⑧感染症に起因する人権問題

⑨性的マイノリティの人権

○第3章 今後の人権施策の課題

- ・女性の人権(P45) アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の解消
困難女性支援法施行、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現
- ・こどもの人権(P50) ヤングケアラーや児童虐待など、こどもの権利に関わる問題の解消
- ・高齢者の人権(P53) 相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現

- ・障がいのある人の人権(P57) 事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化
障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現
- ・インターネットによる人権問題 (P63) 誹謗中傷投稿への削除対応の迅速化、相談・通報窓口の周知
- ・新たな感染症に起因する人権問題 (P66) 感染症に関する適切な情報や正しい知識の普及、感染症患者等の人権の尊重について教育・啓発
- ・性的マイノリティの人権(P67) 性の多様性への正しい認識と、自分らしく生きることが出来る社会の実現に向けた啓発活動

○第4章 人権施策の展開方向

- 1 基本理念 (P71) 関連するSDGsの取り組みのアイコンを追加
- 4 具体的な取組
 - 〔1〕 人権教育・啓発の基本的な考え方(P75)
こども基本法・こども大綱により、すべてのこどもたちがひとしく健やかに成長できるような支援の充実と子育てしやすい環境の充実を目標に進める
 - 〔2〕 相談と支援体制(P79) L G B T Q + 電話相談窓口の開設
 - 〔3〕 分野別の取組 (P80)
 - ・同和問題(P80) インターネットによる差別への対応
 - ・女性の人権(P81) ジェンダー平等への理解を進めるための教育・啓発
困難な問題を抱える女性からの相談・支援
女性の活躍に向けたキャリア形成への支援
 - ・こどもの人権(P82) こども基本法の趣旨に基づき施策推進
こどもの意見表明権の啓発
虐待状況にあるこどもへの支援
 - ・インターネットによる人権侵害(P86) インターネットによる人権侵害に対する相談に加え、通報先の周知
 - ・性的マイノリティの人権 (P87) 偏見・差別をなくすため、啓発を推進
相談支援等取り組みを進める
困りごとや生きづらさの解消に努める
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓
制度の利用と理解の促進
アライとなる人や、アライとしての行動・活動の支援

修正した部分は赤字で示しています。